

代理人取引のご案内

当組合におきましては、お客様に安心して預金等のお取引をいただけるよう、ご家族などの代理人の方がお手続きをされる際は、代理人の方に手続きを委任した旨の「委任状」が必要となります。

つきましては、それぞれのお手続きに必要な当組合所定の書類に加え、預金者ご本人様が記入された委任状をお持ち下さるよう、お願いいたします。

なお、詳細につきましては、下記の「ご注意事項」および別添の「委任状ご記入例」をご覧ください。

◆「委任状」および「委任状ご記入例」は添付のPDFファイルをご利用ください。

ご注意事項

- ① 委任状に基づき、代理人がお手続きをされる場合は、代理人および委任者（名義人）のご住所・お名前等が確認できる運転免許証などの本人確認書類、委任者（名義人）のお届印をお持ちください。
- ② 委任状は必ず委任者（名義人）ご本人様が自筆でご記入ください。
- ③ 委任者ご本人様に電話等で委任内容を確認させていただく場合があります。
- ④ 生活費や税金の支払い等で継続的に要払性預金（当座・普通・貯蓄・納税準備）の払出を代理人に委任する場合は、「委任状」を「継続的にご利用」いただくことができます。

この場合はお取引の都度ご利用いただく場合とは取扱いが異なりますので、「委任状ご記入例」の下段【「預金の継続的な払戻」を委任する場合のご注意事項】をご参照ください。